

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程（16 経教 規定第34号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規定第34号</p> <p>第1条～第23条 省略 （特別休暇）</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 ～ 九 省略</p> <p>十 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において<u>5日</u>の範囲内の期間</p> <p>十一 ～ 十六 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第23条 省略（現行どおり）</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 ～ 九 省略（現行どおり）</p> <p>十 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において<u>10日</u>の範囲内の期間</p> <p>十一 ～ 十六 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19 教規程第10号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。